

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。（ただし、自動車損害賠償保障法第3条については検討することを要しない。）

【事実】

1. A社は、自動車、その部品及び付属品の販売、車体の製作並びにその取付を営業目的とする会社であった。そして、Bは、A社の正社員で、その販売課に勤務しており、販売契約係として自動車購入の勧誘並びに販売契約締結の業務を担当し、その業務執行のため他の販売契約係の担当者とともに、A社所有の普通自動車（以下「本件車」という。）を運転して業務に当たっていた。

2. A社では、本件車は、会社の業務のために使用する場合であっても、上司の許可を得なければならず、私用に使うことは禁止されていた。もっとも、本件車の鍵は、上司の机の上に置かれた箱の中に保管されており、その箱には鍵はかけられていなかった。販売契約係の担当社員は、本件車の鍵が保管されている場所を知っていた。

また、A社では、自動車通勤することは禁止されていた。Bも、普段はA社に電車を利用して通勤しており、これまで自動車通勤したことはなかった。

3. 平成29年12月17日、Bは、午後6時頃A社の勤務を終えて退社し、A社から近い場所にある繁華街で、映画を見て食事をしたりした。その後、帰宅するために駅に行ったところ、最終電車に乗り遅れてしまった。そこで、Bは、一旦A社に引き返し、本件車を無断で使用して帰宅することにした。Bは、上司の机の上の箱から、保管されていた鍵を勝手に持ち出し、本件車で自宅へと向かった。

4. Cは、満42歳の歯科医であり、その日は休診日にあたっていたので、妻と共に友人宅を訪問していた。友人宅で遅くまで食事をして、Cが車を運転して帰宅するところであった。その帰り道、Cは、交差点で右折しようとして信号待ちをしていたところ、右折信号が青になったので右折を開始したが、反対車線を直進してきたBが運転する本件車と衝突した。この事故の際、Bの側は赤信号であったが、Bは連日仕事の後に遊びに出かけていたため寝不足であり、ぼんやりしていて目の前の信号が赤になったことに気がつかなかった。結局、本件事故は、Bの前方不注意による赤信号の見落としに起因するものであった。本件事故により、Cは、頸部挫傷及び頸椎椎間板ヘルニアとの診断を受け、1ヶ月の入院加療が必要となった。

5. Cは、本件事故の約5年前である平成24年11月2日、首の痛みを訴えて甲整形外科を受診し、頸椎椎間板ヘルニアとの診断を受けていた。しかし、数回の保存的治療により痛みがなくなったことから、平成24年12月10日に治療が終了した。Cの頸椎椎間板ヘルニアの症状は、それほど重度のもので

はなく、日常生活に支障を来たすようなことはなかった。その後、Cは、本件事故時までの間に、首及びその周辺に異常を訴えることはなく、医療機関を受診することもなかった。

6. なお、ヘルニアとは異常な裂孔を通して臓器あるいは組織が本来存在しない部位へ脱出する状態を意味し、椎間板ヘルニアとは、繊維輪裂孔より髄核が突出あるいは脱出し、神経根を圧迫し症状が出現したものである。椎間板ヘルニアは、経年性変化による形態学的異常で、椎間板は20代から退行変性が始まるものであり、無症状でもMRIで異常所見を呈する割合は、40歳以下で25%、40歳以上で60%といわれている。

〔設問1〕

Cが本件事故で被った損害について、損害賠償請求をする相手方として考えられる者を挙げ、それぞれに対する請求が認められるか検討しなさい。

〔設問2〕

Cの損害賠償請求が認められる場合に、Cの賠償額が減額されることはあるか、理由を明らかにしつつ結論を示しなさい。